

## 入札心得（指名競争入札）

上 関 町  
平成 20 年 4 月 1 日

入札参加者は、設計図書（仕様書）工事現場等を十分に理解するとともに信義誠実の原則を守り、関係法令を遵守すること。

- 1 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- 2 同一事項の入札は、3回までとする。ただし、予定価格の事前公表の対象となる入札については、原則1回とする。
- 3 代理人による入札の場合は、委任状(様式第1号又は様式第2号)を事前に提出すること。
- 4 設計金額に拘らず、全ての工事等の入札について、入札金額の積算根拠となる内訳書を業者名を記入し入札書(様式第3号又は様式第4号)と併せて提出すること。
- 5 入札書及び内訳書の提出後は、書換え、引換え又は撤回できない。
- 6 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 7 予定価格の事前公表の対象とならない入札で、再度の入札において初度入札の最低価格を上回る価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。
- 8 入札において、次の場合は失格とする。
  - (1) 予定価格の事前公表の対象工事で、予定価格を上回る価格の入札
  - (2) 積算根拠となる内訳書を提出しない入札
  - (3) 積算根拠となる内訳書と異なる価格での入札
  - (4) 最低制限価格を下回る価格の入札
- 9 次の場合の入札は無効入札とする。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした入札
  - (2) 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
  - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札  
(免除した場合を除く。)
  - (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
  - (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
  - (6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に二通以上の入札をした入

札

- (7) 同一人が二人以上の入札者の代理人としてした入札
- (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (9) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (10) 郵便又は電信による入札

10 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等、適正な入札ができないと認められる場合は、入札を延期し、又は、中止することがある。

11 開札の結果、予定価格の制限の範囲の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設定している場合、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

また、その者が該当契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、落札決定を保留することがある。

なお、最低制限価格は公表しないものとする。

12 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札に参加を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまでは、いかなる場合でも辞退することができる。

(1) 入札辞退は、原則として文書(様式第5号又は様式第6号)により届けること。

(2) 入札辞退は以後の指名等に不利益を与えるものではない。

14 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

15 請負対象設計額が5,000万円以上の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議決を経たのち本契約を締結する。

仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

16 当該工事の入札について参加者が1人の場合には入札を執行しない。

17 入札参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。

附 則

この取扱方針は、令和 6 年 5 月 1 日以降の入札から施行する。